

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の
参加資格の審査要領

平成6年12月28日
総務部財産総合管理課

(趣 旨)

第1条 この要領は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、審査に必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 要綱第4条第3項第1号に規定する営業概要書（以下「営業概要書」という。）に係る経営の状況については、次のとおり審査を行うものとする。

(1) 営業実績

過去2年間の年間平均実績高

(2) 営業年数

申請する業務の営業年数

(3) 営業比率

貸借対照表及び損益計算書による次の比率

ア 流動比率 $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$ (%)

イ 自己資本固定比率 $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$ (%)

ウ 利益率 $\frac{\text{当期利益高}}{\text{総 資 本}} \times 100$ (%)

(4) 自己資本額

ア 法人にあつては、直前決算における資本金、準備金及び積立金の額に当該決算に伴う利益処分（損失処理）における準備金、積立金及び次期繰越利益（次期繰越損失）の額を加えた額とする。

イ 個人にあつては、次年繰越純資本金の額とする。

2 営業概要書に係る経営の規模等については、次のとおり審査を行うものとする。

(1) 従事者数

申請する業務の従事者数

(2) 計測機器の保有状況

設備維持管理に必要な計測機器等の保有台数の状況

(3) 申請業務の営業実績

当該申請業務に関する過去2年間の年間平均契約実績高

(4) 障がい者雇用状況

法定雇用障がい者数及び雇用障がい者数の状況

(5) 働きやすい職場環境の整備状況

ア 育児休業制度を就業規則で規定し、労働基準監督署への届出を行っているかの有無

イ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けているかの有無

ウ 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っているかの有無（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）

エ 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けているかの有無

オ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要領第5条の規定による認証を受けているかの有無

(6) 地域貢献

県又は市町村との防災協定締結の有無

(7) ISO取得状況

ISO9001及びISO14001取得の有無

(審査事項の評定)

第3条 前条に規定する事項を審査したときは、別表「資格審査事項評点表」（以下「評点表」という。）により、それぞれの審査事項を点数値に換算して得た数値を評定点として算出するものとする。

(入札参加資格を有すると認定しない場合)

第4条 次の事項のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を有すると認定しないものとする。

(1) 県税（地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を完納していない場合

(2) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税を完納していない場合

(3) 労働保険料を完納していない場合

(4) 要綱第9条第1項第4号又は第5号に該当する場合

(5) 評点表に定める各業務の実施に必要な資格者を有しない場合

(等級格付けの方法)

第5条 要綱第6条の規定に基づく等級格付けについては、第3条の規定により算出された評定点（以下「評定点」という。）をもって次のように行う。

(1) 県内に本店を置く者（以下「県内業者」という。）にあつては、評定点の上位3割（原則として評定点90点以上の者とする。）の入札参加資格を有すると認定した者（以下「参加有資格者」という。）をA等級とし、その他をB等級とする。

(2) 県外に本店を置く者にあつては、前号によりA等級に格付けされた県内業者のうち、順位が最下位の者の評定点以上の参加有資格者をA等級とし、その他をB等級とする。

2 消防用設備の点検及び整備に係る業務にあつては、前項に規定するA等級とする要件を満たし、かつ、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第1項から第4項に定める消防用設備の全て（消防法（昭和23年法律第186号）第17条第3項に定める特種消防用設備等を除く。）の点検が可能な参加有資格者をA等級とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する参加有資格者はB等級とする。

- (1) 申請書を提出しようとする年の前々年の10月1日から申請書を提出しようとする年の10月1日までの間に、申請業務の契約実績のない者
- (2) 申請書を提出しようとする年の10月1日において、申請業務の入札参加資格を有しない者

(等級格付けをしない業務)

第6条 要綱第6条第1項に規定する等級格付けをしない業務は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第5条第4項に規定する定期の審査において認定した参加有資格者のうち、県内業者の総数が100者未満の業務
- (2) 参加有資格者に占める個人の割合が高く格付けが不相当と認められる業務

附 則

この要領は、平成6年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

別表

資格審査事項評点表

1 経営の状況

(1) 営業実績

1) 会社全体の実績

(単位：千円)

実績高	以上 未満	200,000	100,000 200,000	10,000 100,000	1,000 10,000	0 1,000
点数		30	$20 + (\text{実績高} - 100,000) \times 1 / 10,000$	$10 + (\text{実績高} - 10,000) \times 1 / 9,000$	10	0

(2) 営業年数

(単位：年)

営業年数	以上 未満	20	2 20
点数		15	$(7 \times \text{営業年数} - 5) / 9$

(3) 営業比率

1) 流動比率

(単位：%)

流動比率	以上 未満	150	150
点数		10	$\text{流動比率} / 15$

2) 自己資本固定比率

(単位：%)

自己資本 固定比率	以上 未満	0 100	100 300	300
点数		5	$5 - (\text{自己資本固定比率} - 100) / 50$	1

3) 利益率

(単位：%)

利益率	以上 未満	20	0 20	0
点数		5	$\text{利益率} / 4$	0

2 経営の規模

(1) 自己資本額

(単位：千円)

自己 資本額	以上 未満	400,000	100,000 400,000	10,000 100,000	0 10,000
点数		10	$7 + (\text{自己資本額} - 100,000) / 100,000$	$2.5 + (\text{自己資本額} - 10,000) / 20,000$	$\text{自己資本額} / 4,000$

(2) 申請業務の従事者について

従事者の点数は、下表のとおり有資格者1人当たりの点数及び上限を定め、参加有資格者1人当たり申請業務ごとに50点を上限に加点する。

なお、有資格者には代表者を含むものとし、申請月の前月末日時点で雇用関係にあり、1年以上継続雇用している有資格者を対象とする。

1) 電気設備の点検及び保守に係る業務（※入札参加資格の認定を要する。）

この業務の入札参加資格認定に関しては、次に掲げる2要件（①～②）のうちいずれかの資格を有することが必要。

資格名称		点数
①	第3種電気主任技術者以上	7
②	第2種電気工事士以上	2
合計(1人当たり上限値)		9

2) 自家用発電設備の点検及び保守に係る業務（※入札参加資格の認定を要する。）

この業務の入札参加資格認定に関しては、次に掲げる3要件（①～③）のうちいずれかの資格を有することが必要。

資格名称		点数
①	第3種電気主任技術者以上	7
②	第2種電気工事士以上	2
③	自家用発電設備専門技術者以上	5
合計(1人当たり上限値)		14

3) 消防用設備の点検及び整備に係る業務（※入札参加資格の認定を要する。）

この業務の入札参加資格認定に関しては、次に掲げる②～⑩（消防設備点検資格者、消防設備士）までの要件のうちいずれかの資格を有することが必要。

資格名称			点数	最大値
①	第4類又は第7類の消防設備士を保有し、なおかつ電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者		2	2
②	第1種消防設備点検資格者		1	1
③	第2種消防設備点検資格者		1	1
④	消防設備士 1 類	甲種	3	3
		乙種	1	
⑤	消防設備士 2 類	甲種	3	3
		乙種	1	
⑥	消防設備士 3 類	甲種	3	3
		乙種	1	
⑦	消防設備士 4 類	甲種	3	3
		乙種	1	
⑧	消防設備士 5 類	甲種	3	3
		乙種	1	
⑨	消防設備士 6 類	乙種	1	1
⑩	消防設備士 7 類	乙種	1	1
⑪	防火設備検査員		1	1
⑫	2級建築士以上		1	1
⑬	防火対象物点検資格者		1	1
⑭	防災管理点検資格者		1	1
合計(1人当たり上限値)				25

4) 電話構内交換設備の点検及び保守に係る業務（※入札参加資格の認定を要する。）

この業務の入札参加資格認定に関しては、次に掲げる②-ア～オ（電気通信工事担任者の新資格）、③-ア～オ（電気通信工事担任者の旧資格）の要件のうち、いずれかの資格を有することが必要。

なお、保有する同種の新旧資格及び各区分の上位・下位にある各資格（ア～オ）については、重複加点は行わないものとする。

資格名称			点数	最大値
①	第2種電気工事士以上		1	1
②	電気通信工事担任者 (新資格)	ア AI・DD総合種	20	20
		イ AI第1種	10	
		ウ AI第2種	5	
		エ DD第1種	10	
		オ DD第2種	5	
③	電気通信工事担任者 (旧資格)	ア アナログ・デジタル総合種	10	
		イ アナログ第1種	5	
		ウ アナログ第2種	3	
		エ デジタル第1種	5	
		オ デジタル第2種	3	
合計(1人当たり上限値)				21

5) 自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務（※入札参加資格の認定を要する。）

この業務の入札参加資格認定に関しては、次に掲げる要件の資格を有することが必要。

資格名称	点数
第3種電気主任技術者以上	7
合計(1人当たり上限値)	7

6) 冷暖房設備の運転及び監視に係る業務

資格名称		点数	最大値
冷凍機械責任者	第2種以上	2	2
	第3種	1	
ボイラー技士	1級以上	2	2
	2級	1	
ボイラー取扱技能講習修了者		1	
危険物取扱者	乙種第4類以上	1	1
	丙種	1	
建築物環境衛生管理技術者		2	2
第2種電気工事士以上		2	2
合計(1人当たり上限値)			9

7) 冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務

資格名称		点数	最大値
冷凍機械責任者	第2種以上	2	2
	第3種	1	
ボイラー技士	1級以上	2	2
	2級	1	
ボイラー取扱技能講習修了者		1	
ボイラー整備士		2	2
2級冷凍空気調和機器施工技能士以上		2	2
冷媒フロン類取扱技術者	第1種	2	2
	第2種	1	
危険物取扱者	乙種第4類以上	1	1
	丙種	1	
第2種電気工事士以上		2	2
合計(1人当たり上限値)			13

8) 昇降機設備の点検及び整備に係る業務（※入札参加資格の認定を要する。）

この業務の入札参加資格認定に関しては、次に掲げる②～③（昇降機等検査員、2級建築士以上）までの要件のうちいずれかの資格を有することが必要。

資格名称		点数	最大値
①	第2種電気工事士以上	1	1
②	昇降機等検査員	3	3
③	2級建築士以上	3	3
合計(1人当たり上限値)			7

9) 井戸用ろ過設備の点検及び保守に係る業務

資格名称		点数
①	給水装置工事主任技術者	7
②	2級配管技能士以上	7
合計(1人当たり上限値)		14

10) 自動ドアの点検及び保守に係る業務

資格名称		点数
2級自動ドア施工技能士以上		5
合計(1人当たり上限値)		5

11) 地下タンク等の点検に係る業務（※入札参加資格の認定を要する。）

この業務の入札参加資格認定に関しては、次に掲げる①ア、イ（危険物取扱者）の要件のうち、いずれかの資格を有することが必要。

資格名称		点数	最大値
① 危険物取扱者	ア 乙種第4類以上	1	1
	イ 丙種	1	
② 地下タンク定期点検技術者講習修了証		10	10
合計(1人当たり上限値)			11

3 当該申請業務の営業実績

(1) 会社全体の実績

(単位：千円)

実績高	以上 未満	50,000	5,000 50,000	1 5,000	0
点数		35	$15 + (\text{実績高} - 5,000) \times 4 / 9,000$	15	0

4 社会性の評価

(1) 障がい者の雇用状況

雇用する障がい者1人につき加点し、加点は+6点を上限とし、減点は-10点を下限とする。

1) 法定雇用義務のある事業者

雇用 人数	法定雇用率を超える場合、 当該超える人数1人につき	法定雇用率に対して 過不足のない場合	法定雇用率未満の場合、当 該不足する人数1人につき
点数	2	0	-2

2) 法定雇用義務のない事業者

雇用人数1人につき2点を加点

(2) 働きやすい職場環境の整備状況

次に掲げる①～⑤の要件のうち、いずれかに該当する場合、5点を加点

整備 区分	① 育児休業制度を就業規則で規定し、労働基準監督署へ届け出ている場合 ② 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている場合 ③ 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っている場合（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。） ④ 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合 ⑤ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要領第5条の規定による認証を受けている場合
点数	5

(3) 地域貢献

県又は市町村と防災協定を締結している場合、5点を加点

5 品質・環境対応

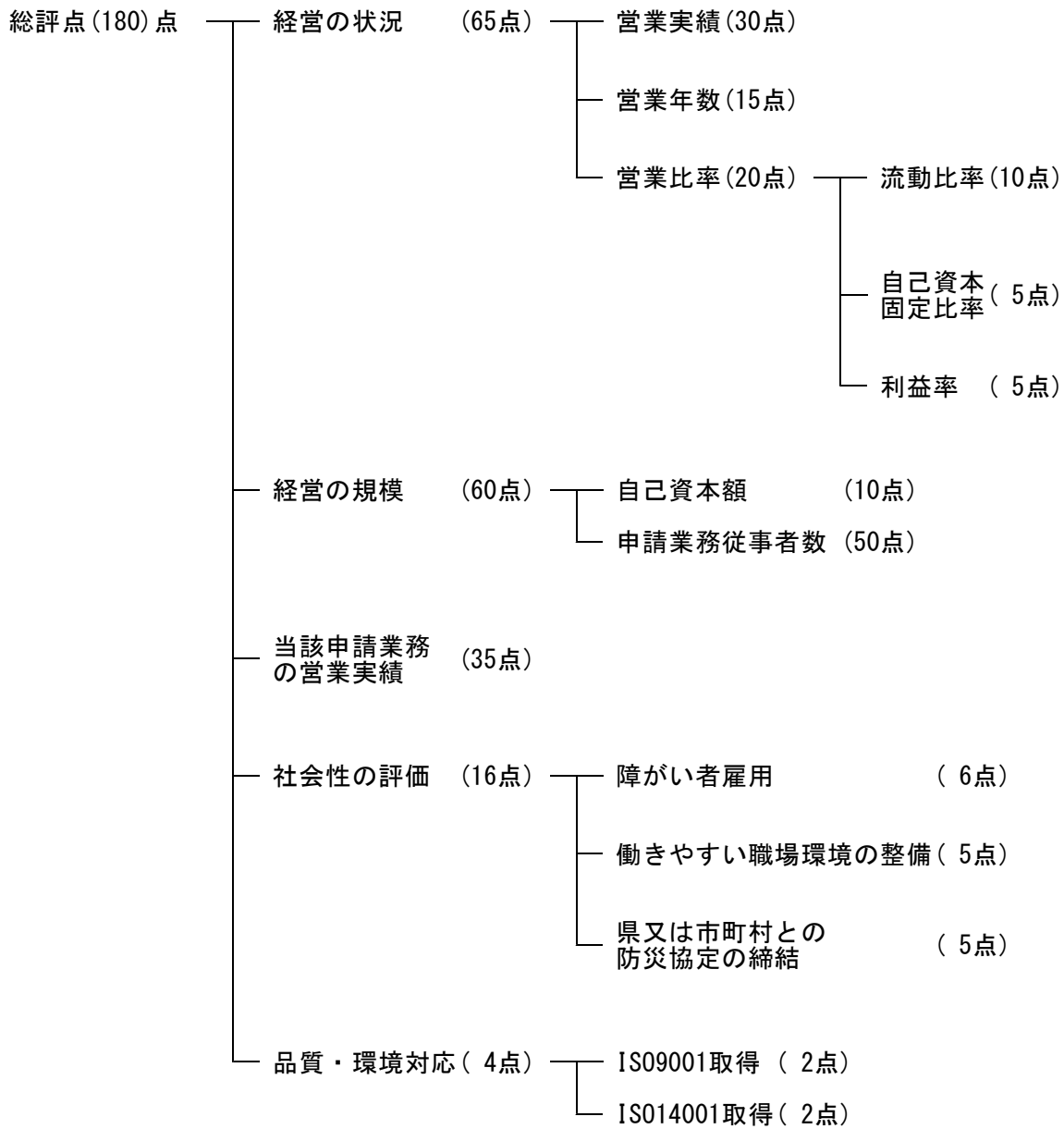
(1) ISO取得状況（4点を上限とする。）

ISO9001・・・2点を加点

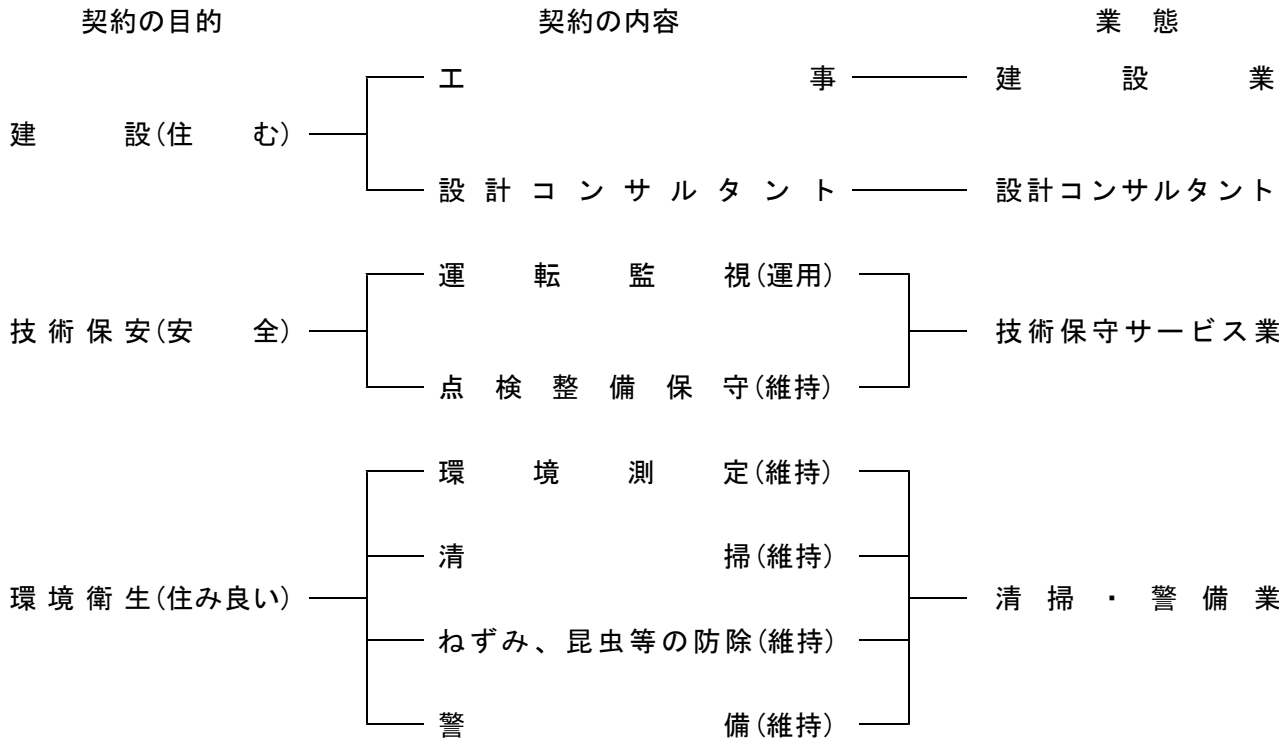
ISO14001・・・2点を加点

(※注) 各数値は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までとする。

入札参加資格審査事項の評定関係



建築物（建築設備を含む）に関する工事、
維持及び運用における委託業務の体系



- 業務別に入札参加資格審査が適正化される。
- 業務別に申請制度を採用することが、入札参加資格に関し、申請が適正化される。